

保育料の算定に係る大切な書類です。該当される場合、必ず保育利用開始前月末までに提出してください。
また、保育利用開始後も、きょうだいが対象の施設等を利用された場合、必ず提出してください。

(宛先) 京都市長		年 月 日	
届出者（保護者）住所		届出者（保護者）氏名	
		(電話番号 — —)	
施設・事業所名	☐ 利用中 ☐ 申込中	児童氏名 (連名可)	(生年月日)

上記児童の教育・保育給付に係る利用者負担額の算定にあたって、次のとおり、以下の施設等を利用しているきょうだいがいることを届け出ます。

＜届出が必要な方＞

世帯内に、以下の施設等を利用しているきょうだい（※1）がいる場合のみ、この届出書を提出してください。

対象施設・事業		
・私立幼稚園、国立幼稚園等（※2） ・企業主導型保育事業所 ・特別支援学校幼稚部 ・里親 ・助産施設	・乳児院 ・児童養護施設 ・障害児入所施設 ・児童心理治療施設 (情緒障害児短期治療施設)	・児童発達支援センター ・児童自立支援施設 ・児童発達支援 ・医療型児童発達支援 ・放課後等デイサービス

- ※1 市立幼稚園・施設型給付の対象となる幼稚園（新制度に移行した幼稚園）・保育園（所）・認定こども園・地域型保育事業を利用しているきょうだいは京都市で確認を行うため、届出の対象ではありません。
- ※2 インターナショナルスクール等の認可外保育施設（企業主導型保育事業所を除く）や民族学校等又は満3歳未満の私立幼稚園への通園（2歳児接続保育事業等）は軽減対象外であるため、届出の必要はありません。
- ※3 同一の子どもが※1記載の施設と上記軽減対象施設・事業の両方を利用している場合は、対象外となります。

＜対象施設・事業を利用しているきょうだい＞

ふりがな 児童氏名	生年月日	利用中又は申込中の 対象施設・事業名	利用期間（※4）
	年 月 日		. . ~ . .
	年 月 日		. . ~ . .

※4 利用期間に関わらず、新規利用開始月及び毎年4月時点で、対象施設・事業を利用していることを届け出ていただく必要があります。

対象施設・事業の下欄証明が必要です。

上記の「対象施設・事業を利用しているきょうだい」が、当施設・事業を利用している（予定含む）ことを証明します。

年 月 日

(所在地)

(対象施設・事業名)

(代表者名)

(利用期間（見込み）) 年 月 日 ~ 年 月 日

【京都市使用欄】

起案日	. .	課長	係長	係員
決定日	. .			
適用日	. .			
対象児童		対象施設	☐ 幼稚園 ☐ 企業主導型 ☐ 放課後デイ ☐ その他 ()	